

島根県からのお願い

令和7年5月26日

1. 関係機関の皆様へ

- ・ 相談窓口だけの対応ではなく、積極的に事業者に対して聞き取りを行うなど、状況の把握に努めてください
- ・ 県内事業者から相談があった場合は、関係する支援機関と連携して適切な支援に努めてください

2. 金融機関の皆様へ

- ・ 事業者の業況や資金需要をきめ細かに把握してください
- ・ 既往債務に係る返済猶予や条件変更等について、事業者の実情に応じて柔軟に対応してください
- ・ 協調支援型経営課題対応特別資金など県制度融資や政府系金融機関のセーフティネット貸付等の活用も含め、事業者のニーズに適切に対応してください
- ・ こうした事業者に対する伴走支援を迅速に実施できる態勢を構築してください

3. 県内事業者の皆様へ

- ・ 具体的な影響がなくても、不安や懸念など些細なことでも特別相談窓口など支援機関に相談してください